

児童扶養手当

父親のいない家庭や、父親が一定の障害の状態にある家庭の子どもの母、または母に代わってその子どもを養育している方に支給される手当です。

この手当を受けられるのは、次のいずれかに該当する子どもを育てている場合です。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
 - ・父が死亡した子ども
 - ・父に一定の障害がある子ども
 - ・父の生死が明らかでない子ども
 - ・父に1年以上遺棄されている子ども
 - ・父が法令により1年以上拘禁されている子ども
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ただし、次のような場合には、手当を受けられません。
- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ・申請する方が公的年金を受けることができるとき
 - ・子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
 - ・子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
 - ・子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき

平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない要件が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。

また、戸籍上婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)も手当受給の対象にはなりません。現在受給中の方も、事実婚の実態が判明した場合、手当を返還していただくことになります。

支給額(全額支給の場合)

1人 月額41,720円 2人 月額46,720円
3人目以降 月額に3,000円ずつ加算

手当は1年に3回、4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、12月(8月～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

年齢

18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。(JR通勤定期乗車券の割引制度など)

詳しくは福祉課へお問い合わせください。

児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者・ 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

所得制限未満の場合、全部支給または、一部支給となります。
一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

児童扶養手当を支給します 特別児童

問 福祉課児童係 2127

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額

重度の場合 1人につき月額50,750円

中度の場合 1人につき月額33,800円

手当は1年に3回、4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円

所得制限未満の場合に支給となります。
一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

児童扶養手当、特別児童扶養手当の共通事項

児童扶養手当、特別児童扶養手当に該当する場合は、福祉課にご相談ください。ただし、各制度ともに所得制限があります。(外国人の方も受給できます)

これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。

また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)は、お申し出ください。

1年間滞納した場合	介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。
1年6か月滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納額を控除することがあります。
2年間以上滞納した場合	介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

2124 問 福祉課介護保険管理係 2124

介護保険料の納め忘れはありませんか？
今年度もあとわずかにになりました。特別徴収(年金から保険料が天引きされている方)、普通徴収(納入通知書により保険料を納める方)とも今月末が今年度最後の納期となります。保険料に滞納がありませんと、介護サービスを利するときに、滞納の期間に応じて次のような処分を受けることがありますので、もう一度納め忘れがないか確認しましょう。



国民健康保険 短期保険証制度

問 住民課国民健康保険係 2115

町では、国民健康保険加入者の方々の公平な負担のために、国保税に未納がある世帯には短期保険証制度を適用しています。

この制度は、平成18年度の場合、保険証の定期更新日までに、17年度以前の国保税の未納分がある場合には、未納がなくなるまでは、有効期間が1か年の通常の保険証に代わり、3か月の短期保険証を発行するというものです。

なお、この短期保険証は3か月ごとの更新となります。そのため、その都度住民課お

よび収税課窓口にて、納税と納付相談をしていただく必要が生じますので、納め忘れのある方は、なるべく早めの納付をお願いします。

納期限までの納付 にご協力ください

国民健康保険は、加入者の方の負担する国民健康保険税と国、県および町の負担金等で運営されていますが、加入者の高齢化や生活習慣病の増加などにより、国保で支払う医療費は増大しており、財政面で非常に厳しい状況となっています。

国保は、加入者相互の助け合いによって成り立つ保険制度であることを考え、国保税は納付期限内に納付いただくことが、大切な保険事業を守ることとなります。

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成18年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料および過去10年以内の追納保険料(保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象)などが納められる集合徴収もを行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時: 2月22日(木)13時~16時
場所: 役場3階第3会議室

問 住民課年金係 2117

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

問 収税課 2143

納付期限 2月28日

国民健康保険税 8期
介護保険料 8期

納期内の納付にご協力ください。

今春町立小中学校へ入学される保護者の皆様へ 入学通知書は届きましたか?

教育委員会では、今春、町立小中学校に入学予定のお子さんのいる保護者の方あてに、1月下旬から2月上旬の期間に入学通知書を送付しています。

上記の送付期間を過ぎてもまだ通知が届かない場合は、学校教育課 2531へお問い合わせください。

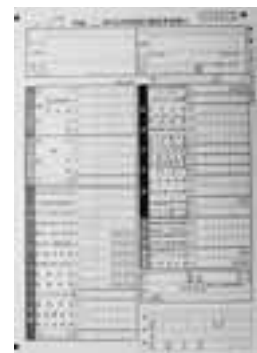
下水道事業受益者負担金の納期のお知らせ

第4期 納期限 2月28日

納付は納期限までにお忘れのないようお願いします。

問 都市整備課下水道管理係 2444

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際には、忘れずに申告しましょう。国民年金保険料の支払いについて、社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。確定申告の際には、社会保険庁から送付される『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)や、保険料を納めたときに交付される領収証書を添付してください。



確定申告のときに、国民年金保険料の支払いを証明する書類が必要です

昨年9月末時点で、国民年金保険料の納付実績のある方、控除証明書は、昨年11月に社会保険庁から送付されています。

昨年10月以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方、2月上旬に、控除証明書が発送されます。



確定申告風景

控除証明書に関するお問い合わせは：
専用ダイヤル 0570 009911 (平日9時~17時)
または大宮社会保険事務所 652 4711